

教育大綱について

1 教育大綱策定の趣旨

地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る。

2 教育大綱の概要

区分	主な内容
根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
策定主体	地方公共団体の長
定義	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。 教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされており、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて策定するものである。
対象期間	4～5年程度を想定
策定権限	教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を地方公共団体の長に与えたものではないことを法第1条の3第4項において規定。
主たる記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の長の判断に委ねられているものであるが、主として、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針を想定。 教育行政に混乱を生じることがないようにするために、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要。 調整がついた事項を大綱に記載した場合には、地方公共団体の長と教育委員会の双方に尊重義務がかかる。
協議・調整	策定（変更）するときは、総合教育会議で協議する。
公表	策定後に遅滞なく公表する。
※教育振興基本計画との関係	<p>地方公共団体において、教育基本法に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができることから、<u>地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。</u></p>

※参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等) **策定義務**

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

※参考

教育基本法

(教育振興基本計画) **努力義務**

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。